

生徒心得

1 登校・下校

- (1) 登校 8時20分予鈴、 8時25分始業 *予鈴までには登校すること。
- (2) 下校 15時35分終業(7H授業日は16時35分) 16時50分下校

2 授業

- (1) 55分授業、10分休憩、午前中3時限、午後は12時30分より3時限。
- (2) 毎週一定の曜日・時限にH・Rがある。

3 学期・試験

- (1) 学期…2学期制 前期 4月から9月まで 後期 10月から3月まで
- (2) 試験…定期考査 5月、6月、10月、12月(1、2年)、2月(1、2年)
この他、課題テストが年3回、各教科の随時テスト、校外模擬試験が行われる。
- (3) 試験上の諸注意
 - ア 不正行為は厳重な指導の対象となる。
 - イ 机の間隔を広くとり、原則として6列とする。また、机中には物品を入れておいてはならない。
 - ウ トイレは休み時間に済ませること。試験中トイレに行くことは原則認めない。但し、やむを得ない場合は監督者に申し出る。
 - エ 座席は出席番号順とする。
 - オ 30分以上の遅刻者の入室は認めない。
 - カ 質問・体の不調その他すべて監督者の指示に従う。

4 遅刻・欠課・早退・欠席等

- (1) 遅 刻
遅刻して登校した者は、その時間の授業終了後、級監に届け出る。
- (2) 欠 課
授業に30分以上出席しなければ、その授業は欠課とする。
欠課時数が出席すべき時数の5分の1を超えた場合、その科目の履修は認められない。但し、病気等やむを得ない事由による長期欠席の場合はその限りではない。
- (3) 早 退
必ず級監に連絡し、許可を受ける。無断早退は怠学と見なし厳重に指導する。
- (4) 欠 席
事前に電話等で級監に連絡をする。また、病欠7日以上に及ぶ場合は医師の診断書を提出する。
近親者が死亡したときには、すぐに級監に届け出る。なお、忌引日数は、次の通りである。
両親7日、兄弟姉妹3日、祖父母3日、曾祖父母1日、伯叔父母1日。
*所定の手続きをとらない場合や届に不審のある場合は、学校から家庭に連絡し、保護者の来校を求めることもある。

5 見学・外出

- (1) 見 学
実技を伴う授業などを見学する者は、担当教員に申し出る。場合によっては医師の診断書を必要とする。行事不参加の場合も事前に級監の承認を受ける。
- (2) 外 出
登校後、所用のため外出する場合は、級監または学年担当教員の許可を受ける。
無断外出をしてはならない。

6 服装・容儀・礼儀

- (1) 服装・容儀
服装・容儀は、端正、質素、清潔を旨とし、本校生としてふさわしい品位を保つこと。

(制服は次のア、 イ、 ウ、 エに準じるものとする。)

- ア 上下黒色の詰襟学生服を着用する。上衣のボタンは本校所定のものとし、左襟に所定の学年章をつける。
- イ 黒の制服を着用する。上衣の左胸部に学年章をつける。
制服とは、上衣・スカートである。スカート丈は膝の中央部を基準とする。(ミニスカート厳禁)
- ウ セーター類は、学校指定のセーター・ベストを着用すること。
式典時は正装(上衣を着用する。)で臨み、女子はネクタイを着用すること。
- エ 年間を通してスラックスの着用を認める。型：学校指定のスラックス 購入：任意
「指定以外の衣類を着用する場合は、異装届けを提出し、職員の承認を得る。」
- オ 下履きは革靴または運動靴とする。革靴の色は黒、茶とする。
- カ 上履きは本校所定の上履きとする。
- キ 靴下類は華美なものとはさける。
- ク 5月1日より10月31日までの期間は、上衣・ベストなしでもよい。
ただし、上衣・ベストなしの場合は白色のワイシャツ・ブラウス類とする。
- ケ 厳寒時のオーバーコート類は華美な色合・型はさげ、無地とする。
- コ 登下校はすべて所定の制服とし、やむを得ない理由で所定外の服装をする者は、級監に異装届けを提出し、許可を受ける。
- サ 頭髪については、パーマ・見苦しい髪型・着色脱色等は禁止とし、本校生らしく好感のもてるものにする。

(2) 礼 儀

- ア 職員に対する礼はもちろん、生徒間においても明朗快活な挨拶を忘れないよう心がける。
- イ 直接指導を受けない先生や、外来者に礼を欠くことがないように留意する。
- ウ 職員と話をするときは言葉づかいに注意し、礼儀正しい姿勢を保つ。
- エ 職員室の出入りには、戸口で一礼する習慣をつける。
- オ 職員室に入る際はコート類を脱ぐ。
- カ 列車・バス等の通学生は、特に他の乗客に対して礼儀正しく接する。

7 記名・遺失・拾得物

- (1) 自分の持ち物には学年・組・氏名を必ず記入し、ロッカー等で管理すること。
- (2) 貴重品は常に身につけ、教室・部室等に放置しない。やむを得ないときは、先生に預ける。
- (3) 運動着等の携行品はなるべく持ち帰り、清潔を保つ。
- (4) 遺失物・拾得物は、すぐに指導部の係かまたは級監に届け出る。
- (5) 拾得物は職員室入口の陳列棚に置くことによって知らせる。

8 自転車・バイク通学等の交通関係

- (1) 自転車・バイクは所定の置場に入れ、鍵をかける。
- (2) 通学用の自転車・バイク(ヘルメット)には学校指定のステッカーをつける。
- (3) バイク通学を希望する者は、指導部より許可願用紙を受け、保護者記入捺印の上、提出する。許可する場合は、保護者来校の上決定する。「許可証」を持たずに乗ってはいけない。
法規上の違反者は許可を取り消す。
尚、スクールバス申込者はその年度内は、スクールバス運行時のバイク通学は許可されず、長期休業中や土、日のスクールバスが運行されない時のみ通学に利用できる特別通学許可願を申請する。
- (4) 通学許可のバイクは50cc未満であり、必ずヘルメットを着用する。(ヘルメットはフルフェイスに限る)
- (5) バイク通学は、次の条件を満たしている者にのみ許可する。

最短通学距離が 10km 以上で、次の①、②のいずれかに該当する場合。

- ① 部活動で常時活動し、帰宅が遅くなる。活動状況については顧問教師が認めたもの。
- ② 自宅から最寄の駅・バス停（スクールバス停も含む）までの距離が 2 km 以上あるか、または下妻発の最終バス時刻が 17：00 以前である。

(6) 雨や雪の日の自転車通学は雨合羽を用い、傘をさして乗ってはいけない。

(7) 自転車・バイクは完全に整備されたものでなければならない。整備不良の車両を使用している者は、許可を取り消すこともある。

*注意

- ① バイク運転免許証を取得しようとする者は、所定の用紙にて許可を受ける。ただし、免許取得は長期休業中を原則とし、やむを得ない場合は授業に支障の無い範囲で許可を得て取得する。授業を欠席しての取得はできない。（1年生の取得は夏季休業以降）
- ② 自動二輪車は、運転・同乗・免許取得を禁止する。
- ③ 普通車運転免許取得は、原則として3年の2月以降で進路の決定している者とする。ただし、進路事情その他やむを得ない事情がある場合は、授業に支障のない場合に限って認めることもある。
- ④ バイク・自転車・歩行のいずれの場合でも、交通上の法規・道徳を遵守する。もし、交通違反を犯したり、交通事故を起こした場合は、自発的にその事実を級監に申し出て、学校の定める処置に従う。

9 集 会

(1) 全校集会

全校集会は、集会を通して学校全体の種々の問題について共通理解を深め合うとともに、集団としての規律と融和を保ち、自主的に行動する態度を養う。

ア 全校集会には講話・連絡・発表・表彰・立会演説等を行う。

イ 理由あって集会に出られない者は、事前に級監の承認を受ける。

(2) 各部、H・R等の集会

ア 集会は顧問又は級監の了解を得、3日前までに「集会願」を生徒指導部に提出し、許可を受けなければならない。

イ 学校以外の場所で集会を開くことは、堅く禁止する。

ウ 集会に使う部屋は、その部屋の管理責任者の許可を受ける。

エ これらの集会は顧問または、級監の出席なしに開催することはできない。

10 掲示・印刷物

(1) 校内外を問わず、生徒が掲示するポスター類は、生徒指導部の許可を必要とする。許可印のない掲示物は取り除く。

(2) 掲示物は所定の場所に貼り、必要期間の過ぎた物は貼付者が取り除く。

(3) 生徒間における印刷物の配布は顧問・級監または生徒指導部の承認を受ける。

11 保健・美化

(1) 保健

からだに異常があるときは、直ちに級監または養護教諭に申し出て、適切な保健指導を受ける。学校管理下の災害事故（登下校途中を含む）で医療を受けた者は、日本スポーツ振興センター給付の手続き上、直ちに養護教諭に申し出る。

(2) 美化

H・Rでは全員を班別に編成し、交代で受持区域の清掃にあたり、校内の美化に努めるように心がける。

12 校外生活

(1) 外 出

服装・容儀は高校生にふさわしい品位を保つ。

風俗営業の遊戯場（パチンコ・ゲーム等）等には、たとえ見るだけであっても入ってはいけない。いわゆるタマリ場といわれるような所や風俗営業の店（アルコール類を主にする場所も含む）に、入ってはいけない。夜間外出はつつしみ、無断外泊をしてはならない。

（２）家 庭

家人の理解協力を得て、学習を中心とした日課を立て、生活のリズムを保ちながら勤勉な生活習慣を身につけるように努力すること。特に、家庭では将来の目標を早く決定できるように親子の話し合いを深めることが大切である。

（３）旅 行

ア バイクによる旅行は禁止する。

イ 旅客運賃の「学生割引証」を必要とする場合は旅行届及び学割受付願いを出し、承認された後に事務室で交付を受ける。

ウ 旅行届及び「学割」は旅行３日前までに提出する。

（４）アルバイト

ア 家庭事情その他やむを得ない事情で、長期休業日を利用してアルバイトを希望する者は、事前に級監に申し出て所定の「許可願」用紙を受け、保護者が記入捺印をし、更に雇い主が雇用条件その他必要事項を記入捺印の上、学校へ提出して許可を受ける。

イ 風俗営業、酒を出す飲食店、危険な仕事及び人命の安全に重い責任をもつ仕事に従事してはならない。

ウ 夏期休業中は２週間以内、春・冬期休業中は各々１週間以内とし、１日の労働時間は８時間を越えないものとする。午後６時以降に及ぶアルバイトはいけない。

エ 原則として、学習成績で評定「１」があるときは許可しない。

１３ 相談室

日常の生活の中での悩みや心配ごとなどー自分の性格、勉強、進路、家庭の問題、友人との関係等ーどんなことでも相談に応じている。内容についての秘密は厳守する。

１４ その他

（１）興行物や催し物の券、物品等を生徒間で売買してはいけない。他からの強制を受けた時は、すぐ級監に連絡する。

（２）飲酒・喫煙・薬物乱用等、法的・社会的に許されないこと、身体に害のあるものには絶対に関わってはいけない。

（３）校内・校外共、他から金品を強要されたり、暴行や脅迫を受けたときは、すぐ級監に知らせる。

（４）食事は決められている時間に教室でとる。

（５）上履きのまま舎外に出てはいけない。

（６）身分証明書は常に携行する。